

第3回定例会会議録

令和2年 9月16日（水）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、本会議を再開します。

なお、本日、暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側では、茂木教育長が所要のため欠席する旨の届けが出ております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日、議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- ――― 日程第1 議案第70号 令和元年度御代田町一般会計
歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第2 議案第71号 令和元年度御代田財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第3 議案第72号 令和元年度小沼地区財産管理特別会計
歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第4 議案第73号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第5 議案第74号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第6 議案第75号 令和元年度御代田町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について―――
- ――― 日程第7 議案第81号 令和2年度御代田町一般会計
補正予算案（第7号）について―――
- ――― 日程第8 議案第82号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案（第3号）について―――
- ――― 日程第9 議案第83号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案（第1号）について―――

――― 日程第 10 議案第 84 号 令和 2 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（五味高明君） これより、9 月 4 日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案、陳情について、日程に従い、各常任委員長から報告を願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第 1 議案第 70 号 令和元年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 10 議案第 84 号 令和 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（井田理恵君） 1 ページをお開きください。

令和 2 年 9 月 16 日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第 70 号 令和元年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について（総務福祉文教常任委員会付託分）

議案第 71 号 令和元年度御代田町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 72 号 令和元年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 73 号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 74 号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 75 号 令和元年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

について

議案第 8 1 号 令和 2 年度御代田町一般会計補正予算案（第 7 号）について（総務福祉文教常任委員会付託分）

議案第 8 2 号 令和 2 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）について

議案第 8 3 号 令和 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 1 号）について

議案第 8 4 号 令和 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第 7 0 号及び議案第 8 1 号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（池田るみ君） なし。

○議長（五味高明君） 報告事項ないものと認めます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 7 0 号から議案第 8 4 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第70号 令和元年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 令和元年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 令和元年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号 令和元年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第81号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案(第7号)について、議案第82号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第3号)について、議案第83号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)について、議案第84号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第2号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第11 議案第66号 町道の路線認定及び路線変更について―――

―――日程第12 議案第67号 御代田町保育の必要性の認定に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第13 議案第68号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第14 議案第69号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第15 議案第76号 令和元年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第16 議案第77号 令和元年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第17 議案第78号 令和元年度御代田町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第18 議案第79号 令和元年度御代田町個別排水処理施設整備事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

――― 日程第 19 議案第 80 号 令和元年度御代田小沼水道事業会計

歳入歳出決算の認定について―――

――― 日程第 20 議案第 85 号 令和 2 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（五味高明君） 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第 11 議案第 66 号 町道の路線認定及び路線変更についてから日程第 20 議案第 85 号 令和 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

池田るみ町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 池田るみ君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（池田るみ君）

令和 2 年 9 月 16 日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第 66 号 町道の路線認定及び路線変更について

議案第 67 号 御代田町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 68 号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第 69 号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第 76 号 令和元年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 77 号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 78 号 令和元年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 79 号 令和元年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 80 号 令和元年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議案第 85 号 令和 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

○議長（五味高明君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 66 号から第 85 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第 66 号 町道の路線認定及び路線変更について、議案第 67 号 御代田町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 68 号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第 69 号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

案について、議案第 76 号 令和元年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 77 号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 78 号 令和元年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 79 号 令和元年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 80 号 令和元年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第 85 号 令和 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第 21 陳情第 16 号 国の責任による 35 人学級推進と

教育予算の増額を求める陳情―――

――― 日程第 22 陳情第 17 号 義務教育費国庫負担制度の

堅持・拡充を求める陳情―――

○議長（五味高明君） 日程第 21 陳情第 16 号 国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める陳情、日程第 22 陳情第 17 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情について、総務福祉文教常任委員長の報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（井田理恵君） 3 ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件名 陳情第 16 号 国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める陳情

（9 月 4 日の議会において付託）

2. 件名 陳情第 17 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

（9 月 4 日の議会において付託）

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

令和 2 年 9 月 16 日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

○議長（五味高明君） ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第

16号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第16号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、陳情第16号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求め
る陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第17号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第17号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第17号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第23 閉会中の継続調査の件について―――

○議長(五味高明君) 日程第23 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報公聴常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――日程第24 意見案第10号 国の責任による35人学級推進と

教育予算の増額を求める意見書案について―――

○議長(五味高明君) 日程第24 意見案第10号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書案についてを議題とします。

意見書案は、お手元に配付してありますとおりです。本案について、趣旨説明を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(井田理恵君) 9ページをお開きください。

意見案第10号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書案の趣旨説明を行います。

長野県では、2013年に30人規模学級（35人学級）が中学校3年生まで拡大され、小中学校全学年において35人学級が実施されております。しかし、義務標準法の裏づけがなく、国の加配等を利用しながら予算的なやりくりをしているために、課題も多く残されています。

少人数学級の推進は、義務教育水準の維持向上を図る上で、極めて重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があります。

また、少子化の進む自治体では、複数の学年を1クラスで受け持つ複式学級が採用されていますが、行き届いた教育を実現するため、複式学級を解消するよう、学級定員を引き下げることが大切です。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（五味高明君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第10号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、意見案第10号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

堅持・拡充を求める意見書案について――

○議長（五味高明君） 日程第25 意見案第11号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案についてを議題とします。

意見書案は、お手元に配付しましたとおりです。本案について、趣旨説明を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（井田理恵君） 12ページをお開きください。

意見案第11号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案の趣旨説明を行います。

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るため、義務教育国庫負担制度が1953年に成立しました。しかし、1985年から政府は、教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。さらに2006年に、三位一体改革の議論の中で国庫負担が2分の1から3分の1になり、減らされた国庫負担金は交付税の形で配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。

教育の機会均等と水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元することを求めるため、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（五味高明君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第11号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、意見案第11号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第26 発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の

急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について―――

○議長(五味高明君) 日程第26 発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案についてを議題とします。

意見書案は、お手元に配付しましたとおりです。本案について、趣旨説明を求めます。

古越 弘 議会運営委員長。

(議会運営委員長 古越 弘君 登壇)

○議会運営委員長(古越 弘君) 発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案の趣旨説明を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、地方税財源の確保を念頭に置いた上で、令和3年度地方財政対策及び地方税改正に向けた検討をするよう、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長(五味高明君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

発委第4号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長(五味高明君) 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長(小園拓志君) 閉会前に、一言ご挨拶申し上げます。

上程いたしました議案に関し、全て原案どおりでお認めいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

今議会でお認めいただいた、新型コロナウイルス感染症対策の主なものといたしましては、前段の専決補正では、プレミアム付き商品券の発売がありました。今議

会の補正予算では、農業者向けみよたん給付金の開始と、テイクアウト30%補助の年末までの延長、そして、細かいながら重要なものとしたしまして、図書館への図書消毒機の初導入が挙げられるかと思えます。

このほか、コロナ対応としてのシステムの改修も行っておりますし、大雨土砂災害とコロナ感染症拡大の複合災害対策としまして、防災倉庫の整備や備品の充実などにも目を配っております。さらに今後、小中学生向けのインフルエンザワクチン接種補助についても専決にて対応いたします。

新型コロナウイルス感染症は、お盆後の感染判明拡大も過ぎ、いわゆる第2波が幾分鈍っているような気配もありますが、今後、冬を迎えるに当たりましては、再拡大の可能性が高いこと、また、インフルエンザや一般的な風邪などと区別がつきにくく、企業や学校、医療現場などで、大きな混乱が起きることが予想されるわけでありませう。

先ほどご紹介したとおり、打てる手は、3か月ごとの定例議会を待つことなく、次々と打っていく構えですので、足らざる部分、さらに付け加えていく部分については、果敢に対応してまいりたいと考えております。

なお、小中学生のインフルエンザワクチン接種補助に触れましたが、65歳以上の皆さんにつきましては、もともと自己負担1,000円にて接種できる制度がございます。高齢者は重症化リスクが高いため、今まで以上に積極的に、受けていただきますようお願い申し上げます。

もう一つの話題であります。今月から、マイナンバーカード所持者に限定し、1人5,000円相当のポイントがもらえるマイナポイント事業がスタートしております。

私も9月1日に、自分のスマートフォンで、とあるQRコード決済のアプリケーションに銀行口座から2万円を入金しましたら、その瞬間に5,000ポイントが入ってきたと。正直言って、こんなに簡単なのかと驚いたわけでありませう。お子さんをお持ちのご家庭では、お子さんのマイナンバーカードを保護者のスマートフォンなどにひもづけもできますので、家族分のポイントも簡単に申し込むことができます。

さて、御代田町の交付状況ですが、平成27年1月に交付スタートいたしまして、今月4日までの状況では、2,768枚、人口1万5,850人に対しては、

17.6%となっております。近隣市町の8月23日の状況を見ますと、佐久市17.3%、小諸市15.8%、この二つは上回っているものの、立科町20.7%、軽井沢町22.1%は下回っている状況であります。

マイナンバーカードには、これまで様々な議論があることは承知しており、お考えに反してまで作ってくださいと、申し上げるつもりはございませんけれども、作ることに特段の抵抗ない方は、せっかくの5,000ポイントもありますので、ぜひ、年度内、ポイントがもらえるところまで間に合うように、お作りいただきたいと思っております。

役場では、隔週火曜日は午後5時半から7時半の時間外受付をしております。また、毎月最終土曜日は、午前9時から正午まで休日開庁も実施しています。今後、直近ですと、土曜開庁が26日、また、火曜の時間外対応が29日にありますので、議員の皆さんで、もし、お作りでない方がいらっしゃればもちろんのことですが、町民の皆さんにも、ぜひともお作りいただきたいと考えております。

今後、日増しに冷えてまいります。新型コロナももちろんですが、各種のご病気が増えてくる時期ですので、議員の皆様も、町民の皆様も、くれぐれもご自愛ください。

ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（五味高明君）　これにて、令和2年第3回御代田町議会定例会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉　会　午前10時33分